

平成27年8月12日

関係機関各位

廣瀬順子元会員逮捕の報道について（会長声明）

徳島県社会保険労務士会
会長 米澤 和美

平成27年8月8日、廣瀬順子元会員（フェリス社会保険労務士事務所元代表）が助成金詐欺容疑で逮捕された旨の報道がなされました。本人がこの詐欺容疑に対してどのような態度をとっているかは、現時点では不明ですが、私たち社会保険労務士が、日頃国民の皆様から頂いている信頼を裏切るものであり、決して許されるものではありません。

この度このような事態に至ったことは、社会保険労務士制度に対する信頼を著しく損なうものであり、誠に遺憾であります。当会を代表して、関係機関各位並びに国民の皆様に深くお詫び申し上げます。

当会では平成26年6月、県内の事業所から廣瀬元会員に依頼して作成した助成金申請書の内容が事実と相違していたとの苦情申立を受け、苦情処理規程に基づき調査を行った結果、「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行った」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」があったとして、会則第40条第1項（2）に基づき平成26年8月2日より2年の社会保険労務士の会員権停止の処分を行っております。

なお、その後本人より退会届および登録抹消届が提出され、平成26年12月31日付けで当会を退会し、同時に社会保険労務士としての登録も抹消されております。

当会は、日頃より、会員に対し倫理研修等を実施してまいりましたが、昨年度は同処分を機に、緊急に全会員を対象に「コンプライアンス・職業倫理について」の研修を実施し、法令遵守に徹するよう指導いたしました。また、今後も引き続き、定期的に同研修を開催することにより、会員一人ひとりが国家資格者である社会保険労務士に求められている職責を自覚し、これまで以上に高い倫理観を持って社会保険労務士の業務に携わっていくよう指導を徹底し、再発防止と信頼回復に努めてまいります。